

公共工事における実効性確保

公共工事における実効性の確保(入口)

- ◆公共工事においては、公金支出の適切性を担保する必要があるところ、工事費として支払われた労務費について、賃金として技能者まで支払われているか、公共発注者としても一定の役割を求められている。
- ◆実効性の確保策(入口)として、発注者による入札金額内訳書の記載内容の確認、労務費等の適正性を確認するための調査実施が必要。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第四十九号)

(入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務)

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

発注関係事務の運用に関する指針(令和七年二月三日改正)

1-3 工事施工段階

(工事中の施工状況の確認等)

(中略)

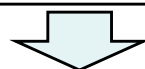
また、建設業法において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、発注者は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

方針

- 現行のダンピング対策(低入札価格調査等)を強化する目的として落札候補者に対して「労務費ダンピング調査(仮称)」を実施する。
- 新たな入札金額の内訳書の雛形や、具体的な調査方法・運用上の詳細については「公共発注者向けガイドライン等」を作成し提供する。
- 労務費ダンピング調査(仮称)によって、労務費等が著しく低い恐れがあると発注者が判断した場合は、理由書を提出させ、正当な理由がない等の場合はGメンに通報する。

※自治体担当職員のマンパワーが限られているため、発注者への過度な負担がないような制度設計とする

その他の方針として、適正な予定価格の設定において合理的な理由のない予定価格の減額(歩切)の廃止や、地方自治体における独自歩掛の作成に関して調査(独自歩掛設定の有無や作成手順等)し、好事例につき事例集を展開する。



○ダンピング的な応札が減少し、適正な入札が実現するとともに、中長期的には落札率上昇が見込まれる。

公共工事における実効性の確保(出口)

- ◆実効性確保のためには、公共発注者は適正な賃金(一定水準※)の支払いを確認することが重要である。
- ◆そのため、公共工事では「規制的アプローチ」と「誘導的アプローチ」の2つの手法で、実効性確保策(出口)を実施する。

※例えば、最低賃金や特定最低賃金、公共工事設計労務単価相当の賃金、CCUSレベル別年収の水準など

方針

◆賃金の支払いの確認手法

- 賃金確認方法は、国直轄工事にて試行後、他の公共発注者に対しても取組の普及を促進し、優良事業者を育成(不良不適格業者の排除)を目指す。

以下に記載する規制的アプローチと誘導的アプローチを硬軟織り交ぜながら、できる施策から速やかに実行に移し実績を積み上げていく。

◆規制的アプローチ(⇒基準値)

＜適正な賃金(一定水準の賃金)の確認＞

- 公共発注者は、建設技能労働者に対して支払う賃金が一定水準以上であることを確認する。
- 「適正な賃金」の設定は、我が国において、最低賃金法が運用されている中で新たな基準を設けることになるため慎重に検証する必要はあるが、例えば、特定最低賃金の設定を目指す労使間にパートナーシップの醸成を促すことも重要である。

◆誘導的アプローチ(⇒目標値)

＜適正な賃金の確認＞

- 公共発注者は、公共工事設計労務単価を踏まえた一定水準の賃金が支払われていることを確認する。

＜証明書の発行＞

- 公共発注者は、建設技能労働者に支払う「適正な賃金」の確認ができた場合、優良事業者に対して証明証を発行する。具体的な仕組みは、引き続きの検討とするが、建設業行政で構築するシステムとの連携を視野に入れる。
- 上記同様、「適正な賃金」の確認ができた場合、次回以降の入札・契約段階や工事完了段階における優遇措置(インセンティブ付与)について検証する。